

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成15年4月1日

消防局告示第3号

改正 平成24年12月1日消防局告示第1号

改正 令和7年6月1日消防局告示第4号

改正 令和8年4月1日消防局告示第1号

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年条例第25号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、第17条第1項第11号、及び第26条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を下記のとおり指定する。

記

1 条例第2条第2項第3号（条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第10条の2第2項、第11条第2項、第12条第2項、及び第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有するものとする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第6条第2項、第11条第2項及び第12条第2項において条例第2条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第17条第1項第11号（条例第17条第3項、第17条の2第2項、第18条第2項及び第3項、第19条第2項及び第4項、第20条第2項、第21条第2項並び

に第22条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法の基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法に基づき電気工事士の資格を有する者
 - (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第18条第2項及び第3項において条例第17条第1項第11号を準用する場合に限る。)一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を終了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第19条第2項及び第4項において条例第17条第1項第11号を準用する場合に限る。)
 - (4) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第20条第2項において条例第17条第1項第11号を準用する場合に限る。)
- 3 条例第26条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者